

令和5年度 第1回
富士市まちづくり活動推進審議会会議録

令和5年7月25日（火）

富士市庁舎8階 政策会議室

1 開催日時

令和5年7月25日(火) 午後7時から8時40分

2 会場

富士市庁舎8階 政策会議室

3 出席委員10人

荻野 達史、守本 尚子、荻野 克雄、齋藤 清隆、高田 貢、神尾 秀彦、渡邊 円香、
望月 江美、山田 由美、井出 健斗

4 欠席委員2人

本多 さくら、植田 ゆか

5 説明部署、事務局等の職員

市民部まちづくり課

課長 佐野 幸利、調整主幹 杉田 行紀、主幹 井出 大介

主査 瀧 瑛太郎、主査 山中 拓也

6 議事

- (1) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和4年度取組実績について
- (2) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和4年度進捗状況評価について
- (3) 新・富士市まちづくり活動推進計画の令和5年度取組内容について

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第1回富士市まちづくり活動推進審議会を開催させていただきます。本日は、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。開催にあたりまして、本日の会議は、「富士市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づきまして、公開にて開催されますので、ご了承願います。

また、会議終了後議事録を作成するため、会議の内容を録音させていただきますので、併せてご了承願います。

はじめに資料の確認をさせていただきます。昨年度に配付させていただきました

- ・新富士市まちづくり活動推進計画の冊子

事前に送付させていただきました

- ・次第
- ・資料No.1 令和4年度取組実績一覧
- ・資料No.2 令和4年度進捗状況評価<地区>
- ・資料No.3 令和4年度進捗状況評価<行政>
- ・資料No.4 令和5年度取組内容一覧

最後に本日お席に配付させていただいております。

- ・資料No.4の差し替えページ

以上7点となりますが、お手元にございますでしょうか。冊子をお忘れの方はご用意しておりますので、不足等ございましたら挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、事前にご連絡をいただいております本日、欠席の方について報告いたします。

本多委員、植田委員が本日所用のため欠席されておりますので、報告いたします。

ここで、令和5年度になり事務局職員の異動がありましたので自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

続きまして、荻野会長からご挨拶をいただきます。荻野会長、よろしくお願いいたします。

荻野会長

よろしくお願いいたします。会長職を承っております静岡大学の荻野と申します。改めてよろしくお願いいたします。本日は、連日熱くお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。改めまして取り組みについて確認し、問題点等把握しつつ、皆様からご意見をいただきながら、今後の活動の、アイデア、ヒント等をいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。続きまして、次第の3議事になります。審議会規則第3条第1項において、本審議会会長が議長になることとなっておりますので、議事の進行は、荻野会長にお願いいたします。

荻野会長

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、事務局より資料No.1の説明をいただき、その後、説明に対する質疑を行い、続いて、資料No.2及び3の説明と質疑を、最後に資料No.4の説明と質疑を行い、遅くとも午後8時30分までには議事を終了したいと考えております。スムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の出席委員は過半数に達しておりますので、審議会規則第3条第2項に基づき本会議は成立いたしております。

それでは、資料No.1「令和4年度取組実績」について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、令和4年度の施策の取組実績について説明させていただきます。

資料1の「新・富士市まちづくり活動推進計画 令和4年度取組実績一覧」をお願いいたします。

最初に、本資料の位置付けについてご説明いたします。

本日も持参いただいている新・富士市まちづくり活動推進計画の冊子の25ページをご覧ください。

本計画の体系は、25ページに記載されている5つの方針の下に、26ページに記載されている19の個別施策と3つの総合的な施策がぶら下がっております。

ページをおめくりいただき、27ページをご覧ください。

下段に「①課題解決協働事業の推進」とありますが、19の個別施策の下には、このような取組が51個ぶら下がっており、本計画の計画期間である令和4年度から令和8年度の5年間の取組内容が記載されております。

本資料は、これらの取組について、令和4年度は具体的に何を行ったのかをお示したものととなります。

本資料をご覧になっていただきますと、取組内容の欄に記載されている事業について、四角で囲い再掲となっているものが多いと感じられるかと思います。各取組が他の複数の取組にも資することが多いこと（Ex：関係課による庁内会議では複数のことを検討）、また、1つの取組について別の側面を捉えて、他の方針や施策に位置付けられることもあることから（Ex：(3)-1)-③と(2)-3)),再掲が多くなっております。なお、再掲となっているものであっても、その下に記載されている具体的内容については、位置付けられた施策の側面から捉えたものとなるよう記載しております。

それでは、「1個別施策」の方針（1）から順にご説明させていただきます。

時間も限られておりますので、主なもの、あるいは資料の記載だけでは分かりづらい取組についてのみ、抜粋してご説明させていただきます。

方針1の施策1の「①課題解決協働事業の推進」をご覧ください。

1つ目の「まちづくり協議会の部会活性化研修会の開催」ですが、各地区のまちづくり協議会には、実施方法に記載されているような各部会が設置されております。これらの部会ごとに、情報交換を行うとともに、地区ごとに策定しているまちづくり行動計画

に位置付けた取組について、部会ごとに振り返りをし、PDCAを回していくことを目的として研修を実施いたしました。

3つ目の「まちづくり交流会の開催支援」であります。地区の課題等について他地区との情報共有を目的として、まちづくり協議会連合会が主催する交流会の開催を支援いたしました。交流会では、各地区から役員4名程度が出席し、担い手発掘や協議会の体制強化などについて、他地区と混合のグループワークを行い、講師から講評をいただきました。

4つ目の「地区まちづくり行動計画の進行管理の支援」であります。1つ目でご説明した研修会の中で、振り返りシートの位置付けや記載方法について説明し、年度末に各地区でシートを作成していただきました。

続きまして、「②全地区まちづくり協議会の協議機関支援」をご覧ください。

1つ目の「まちづくり協議会連合会の設立と運営に対する支援」であります。各地区のまちづくり協議会が、各地区相互の連携や行政機関との協働を進めるため、市内全26地区からなるまちづくり協議会連合会を昨年度6月に設立いたしました。行政は、連合会の設立支援を行うとともに、市に連合会の事務局をおき、会議開催や視察実施を支援しております。

続きまして、「③地区まちづくり活動を支える庁内体制づくりの強化」であります。カッコ書きで、「準備期間」「右矢印」「前倒し」と記載されております。この施策については、本来、令和4年度は準備期間として位置付けておりましたが、前倒しで昨年度から取り組みました。

取組内容である「27の関係課による『持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議』の設置」であります。地区への依頼ガイドラインの策定や活性化補助金の拡充および一括交付金等の導入検討、情報共有などを目的として、まちづくり活動に関わる担当部署による庁内会議を設置いたしました。昨年度は、地区の負担を軽減するために、行政から地区への依頼事項についてのガイドライン策定について検討いたしました。

2ページをお願いいたします。

施策2の「地区まちづくり活動の情報共有体制の拡充」をご覧ください。

施策1でご説明した協議会連合会や庁内会議、交流会の開催により、情報共有体制の拡充を進めてまいります。

続きまして、方針2の施策1の「①会計講座の実施」をご覧ください。

新・富士市まちづくり活動推進計画の目標像である「各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成」を達成するためには、各地区のまちづくり協議会の機能強化が必須であります。その一環として、まちづくり協議会の会計担当者を対象に、日常の会計処理や、それに伴う事務スキルを習得すること、また、指定管理者制度を導入した際の会計処理方法をテーマとして実施いたしました。

続きまして、施策2の「①まちづくり協議会活性化補助金制度の拡充」をご覧ください。活性化補助金とは、まちづくり協議会における、事務運営、防犯及び交通安全、防災、広報、体育祭、文化祭、生涯学習の各活動を対象とした補助金でありまして、各地区に一定の裁量権を付与し、補助対象事業間で事業費を流用可能とすることで、各地区の特性、課

題に応じた柔軟なまちづくり活動の促進を図るものであります。昨年度は、各地区において健康づくりの普及啓発などを行ってきた健康推進員制度を廃止し、地区の状況に応じた健康づくり活動が可能となるよう本補助金の対象メニューに追加いたしました。

続きまして、「②一括交付金制度等の調査研究」をご覧ください。

一括交付金制度とは、使途に一定の制限のある活性化補助金とは異なり、地区の特性を生かし、自ら計画した地域課題の解決に向けた事業に、自由に活用できる交付金として、地区に一括で交付するものであります。

一括交付金制度を導入し、制度を効果的に運用していくためには、受け手である各地区まちづくり協議会の組織体制の強化や会計の明確化、監査体制の強化などが必要でありますので、これらを促進するとともに、一括交付金制度等について、調査研究をしております。

昨年度につきましては、まちづくり協議会連合会で、県内で一括交付金制度を創設している磐田市と掛川市の視察を実施いたしました。

3ページをお願いいたします。

方針3の施策1の「③企業・NPO等との連携の促進」をご覧ください。1つ目の「CSRに取り組んでいる企業調査」と2つ目の「地区まちづくり協議会へのヒアリングの実施」であります。全地区まちづくり協議会長へのヒアリングの中で、実施している連携事業の聞き取りなどを行いました。

次に、4つ目の「マックスバリュ東海との連携事業」であります。こちらは、本市のSDGsプロジェクトとしても認定されており、市内8地区において移動スーパー事業を実施していただいております。

続きまして、施策3の「①新たな参画の促進」をご覧ください。1つ目の「まちづくり活動の担い手に関する提案」であります。本市では、様々な課題についてテーマ毎に検討するため、まちづくり課職員とまちづくりセンター職員で構成する7つの部会を組織しております。部会の1つに人材育成支援部会があり、地区における人材確保や育成について調査研究を行い、新たな取組について、まちづくり交流会で提案いたしました。

具体的には、地区課題に関する取組をする団体を募集し、採択された事業について、地区が費用負担し実施する提案募集型まちづくり活動制度や、責任や役割を持たず会議等に出席することで、雰囲気や活動内容を知ってもらうためのお試し役員体験制度などを提案いたしました。

4ページをお願いいたします。施策4の「①市職員向けまちづくりハンドブックの活用」をご覧ください。1つ目の「まちづくり地区担当班長会議の開催」であります。市の職員の多くが、在住する地区のまちづくり活動に、まちづくり地区担当班としてボランティアで参画しております。班長会議では、地区担当班について解説したハンドブックの説明や、各地区の人口推計や健康データ、地域資源情報などをとりまとめ、「データとして見える化」した地区カルテを使用し、ワークショップを実施いたしました。

続きまして、「②市職員まちづくり地区担当班の活性化」と「③まちづくり地区担当職員制度の研究」をご覧ください。本計画の中で、まちづくり地区担当班の役割や位置付けを

明確にし、職務としてまちづくり活動に参画する手法を検討してまいります。昨年度はまちづくり地区班の活動についてのアンケートにより、今後の制度研究のためのデータ収集を実施いたしました。

続きまして、方針4の施策1の「①参考情報の収集と周知」をご覧ください。

2つ目の「市公式 LINE の活用」であります。現在10万人を超える方にご登録いただいている市公式 LINE を活用して、地区ごとの情報が受け取れるようにいたしました。

3つ目の「インスタグラムの導入支援」であります。各まちづくり協議会がインスタグラムを開設し、独自の情報発信ができるよう、導入や投稿に関するマニュアルを作成いたしました。

5ページをお願いいたします。施策3の「①地区広報の発信に向けた支援」をご覧ください。再掲となります。市公式 LINE やインスタグラムのほか、各地区まちづくり協議会の取組状況や参考事例を伝えるニュースレター「コブタレポート」を作成し、配布いたしました。昨年度は、まちづくり活動におけるデジタル化のススメや、まちづくり協議会長へのヒアリング結果の報告などを掲載いたしました。

続きまして、「③デジタル化の促進」であります。若い世代や子育て世代のまちづくり活動への参加を促すためにも、デジタル化を促進していくことは重要であることから、市公式 LINE やインスタグラムのほか、3つ目の LINE による連絡手段の導入や4つ目のリモート会議の導入のマニュアルを作成いたしました。

続きまして、施策5の「①まちづくり活動の情報発信支援」をご覧ください。

市公式 LINE やインスタグラムのほか、1つ目のまちづくり協議会認知度 UP ラジオ放送として、週1回ラジオエフにて、地区まちづくり協議会長へのインタビュー形式により、活動 PR や事業の事前告知を行う、15分枠の番組を放送いたしました。

6ページをお願いいたします。方針5の施策1の「②総務・企画・広報部門の運営力向上への支援」をご覧ください。

2つ目の「広報講座の実施」であります。SNSを利用してまちづくり協議会の活動を広報する際に、より魅力的に感じてもらえるよう、「Instagram・Facebookの映える写真撮影習得講座」として、6箇所のまちづくりセンターで各2回実施いたしました。

3つ目の「事務局運営ガイドラインの骨子作成」であります。まちづくりセンター長へのアンケートを実施し、まちづくり協議会事務局としての実態調査を行い、その結果を踏まえガイドラインの方向性を検討いたしました。

7ページをお願いいたします。施策3の「①地区の拠点の整備推進」をご覧ください。1つ目の「吉原まちづくりセンターのリニューアル工事」であります。防水工事やバリアフリー化、省エネルギー設備への更新、まちづくり室の設置などを行い、本年4月にリニューアルオープンいたしました。

2つ目の「富士見台まちづくりセンターのリニューアル工事に向けた実施設計」であります。本年度のリニューアル工事に向け、地区の皆様との話し合いにより内容を検討し、実施設計に反映いたしました。

続きまして、施策4の「①行政への手続きの合理化」をご覧ください。

町内会・区長報告の電子化であります。毎年度の年度末に次年度の町内会・区長を報告いただいておりますが、電子での報告ができるようにいたしました。

8ページをお願いいたします。ここからは、「2 個別施策を横断する総合的な施策」についてご説明いたします。方針1の施策1「地区住民主体のまちづくりセンター運営」をご覧ください。1つ目の「2地区における指定管理者制度の導入」であります。本年度から須津及び松野地区において、一般社団法人となったまちづくり協議会による指定管理者制度を導入いたしました。この2地区では、指定管理料の範囲内であれば、地区の要望に沿った事業等を、地区の裁量で素早く実施できるようになり、また、地区住民が地区の問題を自分事として考えるようになり、新しい意見が出るようになったことで活気が出た、などのご報告をいただいております。

2つ目の「モニタリングの実施」であります。指定管理を行っている2地区のモニタリングにより、指定管理における課題を抽出し、今後の支援方法を検討いたしました。

3つ目の「まちづくりセンターの管理及び使用に関する取扱基準の改正」であります。地区の課題解決に向けて、住民ニーズに応じた柔軟な運用ができるよう、指定管理を行うセンターにおける営利的行為や飲食について取扱基準を改正いたしました。

続きまして、施策4「まちづくり協議会の組織改革」をご覧ください。

1つ目の地区の組織改革の支援であります。地区からの依頼を受け、組織改革や指定管理導入を検討するまちづくり協議会への説明や意見交換を実施いたしました。

9ページをお願いいたします。方針2の施策4「市内外への情報発信」をご覧ください。3つ目のまちづくり展であります。イオンタウン富士南において、各地区の取組をPRするパネル展示を実施いたしました。

続きまして、方針3の施策1の「②まちづくりセンター長会議の機能強化」であります。まちづくりセンター長を対象とした会議を毎月開催しており、その中で各地区まちづくり活動の情報を集め、成果や課題を確認し、地区のまちづくりにフィードバックしております。

10ページをお願いいたします。施策2の「②まちづくりセンター職員の支援スキル向上」をご覧ください。1つ目の「まちづくりセンター職員研修の実施」であります。新・富士市まちづくり活動推進計画の意義と活用について説明するとともに、地区の特性に合わせた支援方法についてグループワークを実施いたしました。

雑駁ではございますが、以上で資料1の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

荻野会長

ありがとうございました。極めて盛りだくさんで、なかなか、把握しきるのが難しいところではあるかと思いますが、今のご説明に対して、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。神尾委員、お願いします。

神尾委員 社会福祉協議会の神尾です。今説明していただいた資料の5ページ、方針(4)の施策(5)①で説明していただいた、まちづくり協議会認知度UPラジオ放送の実施についてですが、これはもう終わっていますでしょうか。

事務局 今年度も放送しております。毎月第1週、第3週、第5週の月曜日の夕方5時45分からになっておりますが、40分から45分の中に放送開始され、15分程度の番組となっております。

神尾委員 ありがとうございます。是非聞いてみたいと思います。そして、イオンタウンで、1月20日から23日でまちづくり展が催されたということだったのですが、先ほどのラジオ放送もそうですが、事前に情報をいただくと、見に行ったり聞いたりできるので、そういうところの情報をいただきたいと思いました。以上です。

事務局 今後は、事前の告知をさせていただきます。ありがとうございました。

荻野会長 望月委員、お願いします。

望月委員 一般公募の望月と申します。よろしく申し上げます。私からは教えていただきたいことがあって、ご質問させていただきます。コブタレポートというのを初めて拝見させていただいたのですが、これは広報ふじと一緒に配られるものなののでしょうか。年2回発行されるということだったので、その辺を教えていただけたらありがたいです。よろしく申し上げます。

事務局 コブタレポートは、まちづくり協議会の役員を対象に作っております。まちづくりセンターには配架しておりますが、申し訳ありませんが回覧は行っておりません。

荻野会長 渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 富士市民活動センターの渡邊円香と申します。まちづくり協議会の須津と松野について、一般社団法人になって、地区が自分事化することで活性化してきたという、とても良い結果が出てきたと思っています。私は、市民活動センターで働いているので、自分事のように捉えているのがいいなと思いました。そこで、質問なんですけど、まちづくりセンター長会議でどういうお話をしているのかというところが気になりまして、傍聴させていただくことはできるのでしょうか。

事務局 まちづくりセンター長会議は、内部の会議になるものですから、申し訳ありませんが傍聴はできないようになっています。

渡辺委員 わかりました。そして、イオンタウン富士南で開催したまちづくり展等を年に何回か実施してくれると、活動の実情で見えてくるものがあるのかなと思いました。

事務局 ありがとうございます。

荻野会長 他にいかがでしょうか。

山田委員 一般公募の山田由美と申します。3ページの方針(3)の施策3)の①にまちづくり活動の担い手に関する提案の説明の中で、お試し役員体験制度というものを提案されたと伺い大変興味を持ったんですけど、このお試し役員というものの応募というか、参加するにはどうしたらよいか、一般の市民が参加できるのかというところが気になりました。

事務局 このお試し役員制度の提案は、あくまで、まちづくり交流会でまちづくり協議会の皆様に、市の方から提案をさせていただいたという状況ですので、制度としてどこかの地区で取り入れていただいているというわけではありません。今後、もう少しブラッシュアップして、もしかしたら提案を取り入れていただける地区があるかもしれないですが、現時点ではまだ制度として運用ができてるわけではございません。

山田委員 ありがとうございます。

荻野会長 守本副会長、お願いします。

守本副会長 まず、3ページ目の方針(3)次代を担う人材育成への支援の施策1)の③の企業、NPOとの連携促進についてご説明がありました。CSRに取り組んでいる企業の調査をされたというご報告がありましたけれども、この結果についてはどのように共有や公開、活用されているのかというところを伺いたいです。

事務局 昨年度、地区内の企業に対して調査をしたわけではなく、各まちづくり協議会の役員さんに、現状で連携している事業があるかヒアリングさせていただきました。その中で回答していただいた事例を整理し、今年度、まちづくり課の職員と、まちづくりセンターの職員で構成する部会の中の1つの「人材育成部会」で企業との新たな連携ができるような形にしていきたいと考えておりました、まだ具体的になっているものではございません。

守本副会長 ありがとうございます。他の地区の皆さんの参考にもなる情報かなと思ったので、ホームページに掲載したりとか、活用の方法は、色々あるのかなと思いました。次ですが、説明された部分ではなくて、わからないので教えていただきたいのですが、4ページ目の方針(4)の施策2)の③の1番下の国際交流ラウンジFILSの運営という項目があるんですが、これはどういう内容なのか教えてください。

事務局 FILS は富士本町にある交流プラザにありまして、外国人の方たちに対する交流支援や悩み相談といったことを行っております。

コミュニティの中に、うまく入っていけないですとか、そういった相談も受けておりまして、日本語教室等も行っておりますが、まちづくり課の事業ではありません。

守本副会長 担当はどちらになるでしょうか。

事務局 市民活躍・男女共同参画課が所管しております。

守本副会長 ありがとうございます。他の担当部署でもコミュニティに関する施策があるということで、活動実績に挙げられているというのはちょっと興味深いなと思いましたが、多分、庁内会議でしたでしょうか、この辺の実績はもっと膨らんでいくのかなというふうに感じました。それから、ご説明の中で、指定管理者制度について、地区に対してご説明を行ったとか意見交換を行ったという報告がありましたけれども、具体的に何地区で何回行ったかという数字がわかれば教えてください。

事務局 守本副会長がおっしゃったのが、8ページの方針(1)の施策4)の地区の組織改革の支援についてかと思いますが、指定管理者制度だけではないですが、昨年度は6地区に説明に伺っております。

守本副会長 ありがとうございます。他の実績もそうなんですけれども、できれば、何回やったとか、結果として数字が現れるものについては、数字を入れていただくと、実績の度合いがよくわかるかなと思いますし、内容もそうですけど、その結果がどうだったかというところに興味があります。例えば、視察に行かれたという報告がありましたけれど、ここで得られたことはなんだったのかとか、取組実績になるのかなと思いました。ありがとうございます。

荻野会長 他にいかがでしょうか。望月委員、お願いします。

望月委員 私は最近転職しまして、福祉の方の仕事をやり始めたのですが、お年寄りの家に訪問した時に、マックスバリュの移動スーパーがすごく助かるよという話をよく聞くことがあります。

「場所が移動しちゃったんだよ」「私の地区にはないんですよ」といった話も聞くことがあって、現在は8地区となっておりますが、もっともっとこれから高齢化社会になって、独居の方も増えるので、こういうサービスをもっと横展開していただけると本当に助かるなと感じました。ぜひ検討していただけたらなと思います。よろしくお願いします。

荻野会長 ありがとうございました。

高田委員

移動スーパーの関係の話をされたので、私は松野地区ですが、まちづくり課から話があって導入を検討したのですが、松野には小売店があって、移動スーパーをやられてしまうと倒産してしまう可能性がある小売店があります。また、後継者がいない小売店もあります。

松野まちづくり協議会では、コミュニティ交通でおぐるまタクシーというものを導入しています。その導入で、300円のタクシー料金のうち、200円を地区負担にして、利用者負担を100円にしたのですが、毎月23名程度だった利用者が150名に増えました。利用者が増えると地区の負担は増えますが、スーパーのポテトとか病院とか、そうしたお店に駐車場を設けていて、往復の通院に使ったりすることで、家から外に出るという効果もあるので、松野としてはデマンドタクシーを利用して効果が出ているということもある。地域全体で、古紙回収やアルミ缶回収して補うという方策を講じています。このように、地区の特性に合わせて実施していかないとうまくいかないところがある。昔の行商と同じですけれども、一気にやると地区に影響があるので、うまく調整していく必要があると思う。後継ぎ問題も、協議会がそこに関わってやれば法人のようにやればやれるのではないかと、様々なノウハウもあるので活用して、後継者を育成していく方法もあると思います。

荻野会長

ありがとうございました。また、気が付かれたことがありましたら、戻ってご質問いただくとすることも可能かと思えます。それでは、次に進みたいと思います。資料No.2及びNo.3の「令和4年度進捗状況評価」について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、新・富士市まちづくり活動推進計画、令和4年度進捗状況評価についてご説明させていただきます。資料の3をご覧ください。

こちら、関連がありますので、併せてご説明させていただきます。まず、本編の21ページ、こちらに先ほど、資料1の方にも関連をしますが、各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成ということで、この目標像を達成するために、現在抱えている5つの項目、そして、それを解決するための目標像のイメージを示させていただいております。

例えば、方針と書いてあるところの一番上、「課題解決に対応できる体制作り」の、テーマ別目標像は「目指す将来像を見据え、自ら課題解決に向けた事業を実施している」です。この目標像は、方針に基づいて活動した際に目標としているイメージです。

それでは、27ページをご覧ください。まず1番上のところに、施策のアイコンというところがございます。ここには「支援」「行政」「協働」という形で、この「支援」というのは、地区が実施することに行政が支援をすること、「行政」は、行政内部で業務改善をすること、「協働」というのは地域と行政が一緒になって行うことで、この3つの視点で、これらの施策が書かれております。

今回、地区がやるべきことで、資料2の地区の評価と資料3のまちづくり課で評価させていただいた結果になっております。それでは、資料2から説明いたします。今回26地区ある中で、こちらの評価をいただいたのは、19地区になります。

例えば、1番最初、この方針1のテーマ別目標像を示す状態、真ん中の段ですね、住民や団体が、地区の変化、困り事を発信しています。これも地区に評価していただいております。評価項目としましては、右の方に、☆であれば十分に行われ成果が出ている、◎であれば円滑に行われている、○であれば行われている、▲が行われていない、不明、不要となっております。これらの目標像が示す状態が達成されれば、テーマ別目標像の将来像に近づいている状態になっているということになります。

今回、この計画はSDGsの考えでも用いられている、バックキャスト方式を採用して、これは、実際こうなったらいいなという目標像を設定して、現状とのギャップを埋めるためにどのような施策を進めるかを定めています。

この中で、全ての地区からいただいたわけではないのですが、抜粋して説明させていただきます。まず、1番上、地区団体が地域の変化、困り事を発信しているについては、円滑に行われているという地区が4地区ある一方で、行われていないという評価を出したところが6地区あります。

少し飛ばさせていただいて、4段目、問題を詳細に調査し分析されているというところですが、こちらは、円滑に行われているという地区が2地区ありますが、全く行われていないというところに、半数近くの10地区があるという状況です。

続きまして、2つ目、地区まちづくり活動への財政的支援というところで、1番最初、目的が明確な予算案と成果が把握できる決算書が整っている、こちらは、12地区が円滑に行われているという評価がある一方、3地区が行われていない。2つ目、慣例等にとられず柔軟な予算配分、協議ができているというところですが、10地区ということで1番多いです。

作成手順が明確であるというところは10地区ということで、こちらは各地区とも、円滑に行われているという地区が多いという自己評価をしています。続きまして、3つ目、次代を担う人材育成というところですが、こちら、人材育成の分野ですが、1番上ですね、住民の持つ経験を発掘できる仕組みがあるというところに関しましては、14地区ができていないということで、ほとんどの地区ができておりません。

また3つ目、必要に応じて専門的な人材を探すことができる、円滑に行われているという地区が1地区あるものの9地区に関しては行われていないという評価となっております。

4つ目ですね、まちづくり協議会の推進に必要な情報の提供というところで、1番上、地区内の情報が集まる仕組みがあるというところに関しましては、4地区ができていているという評価がある一方、12地区ができていないという評価です。少し飛ばさせていただいて、4つ目、住民の発信が地区の活動問題等の発見に活用されている。こちらは、12地区でできていないと評価しています。5つ目、活動に対する住民の評価が得られ、改善に反映される参考情報が集積できているというところに関しましても、12地区が行われていないというような状況です。5つ目の方針、事務局機能の充実ということで、1番上、部会で活発に自由に協議ができているというところは、十分に行われ、成果が出ているという地区が1地区、そして円滑に行われているという地区が3地区ある一方で、行われてい

ないという地区は7地区ございます。最後、決定の場と方法が明確であるというところで、この中で十分に行われ成果が出ているというところが1地区あり、円滑に行われているという地区が9地区ある一方で、4地区が行われていないということで、地区によってばらつきがあるものの、まだまだ行われていない、行われているが不十分だというような自己評価をしているところが多いということです。

こちらは、計画1年目ということもありますし、コロナ禍で活動は制限されていたことでもありますので、今後、来年度以降行われている、または円滑に行われている項目に印がついていくように支援をしていきたいと考えております。

続きまして、資料の3、こちらはまちづくり課による協働、行政内部の評価になります。

こちら、抜粋して説明させていただきます。まず、1つ目、課題解決の向上ということで、こちらの中の上から3つ目、目標像で言いますと、地区と行政の連絡体制が整って地区と行政の協議の場が確保されているという部分です。

地区まちづくり、地域自治について、理解や共有が進んでいるということです。こちらはですね、昨年度、この計画を策定するにあたりまして、26地区のまちづくり協議会すべての地区に、まちづくり課、そしてまちづくりセンターの職員により説明会を開催させていただきました。

また、10月にまちづくり協議会の専門部会長、事務局、そしてまちづくり協議会長を集めた、部長研修会等でも、この計画に対する説明会、そして、行政内部としまして、全職員を対象とした、職員向けのまちづくり説明会を開催させていただいたので、円滑に行われているという評価をさせていただきました。

続きまして、運営資金ということで、こちら、目標像としまして、庁内各地への補助金等が統合され、一元化され、包括的補助金が導入されているということです。

こちらは、現在、今年度から健康づくりということで、今まで健康推進員が行っていた活動に関しまして、新たに、まちづくり協議会に取り込むことができたというところ、またですね、一括交付金への調査研究が行われているということで、こちら資料1の方で説明させていただいたのですが、まちづくり協議会の連合会の視察として、磐田市と掛川市に、先進地の視察をさせていただいたということで、◎評価させていただきました。

一方、地区内で適切に予算配分、資金分配ができるスキルや仕組みがあるというところで、協働の分野ではですね、▲ということで行われていないという評価をさせていただきました。現在、会計講座等は実施させていただいているのですが、地区の中での、事業の棚卸しに関するような、予算を組むような研修までには至っていない、そういったことも含めてですね、協働の部分は▲にさせていただいております。

続きまして、人材育成分野、多様な立場にある住民の参加促進ということで、こちらには▲が並びます。地区担当班への、位置付けや役割がまちづくり課と地区担当班の間で確認され共有されている。こちらはですね、現段階ではまだ、調査研究が進んでいないことで、こういったことを来年度以降、進めていくということで、この5年間の計画の中で、進行管理を元にですね、進めておりますので、現在取り組んでいないということから▲と

いう評価をさせていただいております。続きまして、▲のところを主に説明させていただきたいと思います。

企業やNPOと連携し、外部人材が地区活動に協力しているというところ、行政が、外部と地区の連携を支援しているというところ。こちら、先ほど、守本副会長の方からお話があったのですが、企業やNPOに、直接アプローチして、連携を促しているというより、現代では、まだ、地区の役員からヒアリングをしたということに留まっておりますので、▲の評価とさせていただきました。

続きまして、まちづくり情報の分野ですが、まちづくり課に集まってくる、地区情報の中から、庁内で共有すべき問題や課題などが精査されている、こちらは、昨年度の3月に27課が集まって、組織されております全庁会議というものを立ち上げさせていただきました。

こちらの会議の中では、今、依頼ガイドライン等を進める中で、各地区から集まっている。情報や問題、あとは振り返りシートで各地区から上がっているような情報を全庁会議の中で、今後、話をしていきたいと考えているのですが、昨年度実施できてなかったものなので、▲とさせていただいております。

一方で、◎をつけさせていただいたところですが、地区まちづくりについて市内外に発信できているというところに、協働の分野ですが、◎をつけさせていただいております。

こちらは、昨年度、26地区全てのまちづくり協議会にInstagramが開設されまして、投稿頻度等はそれぞれではございますが、全ての地区でSNSを使った発信、また、市のホームページの中に、各地区まちづくり協議会を紹介するページを立ち上げたということがございますので、◎の評価とさせていただいております。

全体としましては、まだまだ、行われているのは不十分だという評価が多いところですが、今回、資料2、資料3で、見比べていただいて、地域と行政の認識がずれている部分がございます。

こちらは、方針で言いますと、地区まちづくり活動への財政的支援というところの中で、地区の評価はおおむね円滑に行われているという評価が多い一方で、市の方は、まだ、地区の中で、地区の予算配分ができる仕組みができていないのかというところで▲をつけさせていただきました。これは、どういった内容かと言いますと、すでに、協議会の中では、既存の事業ができていて、それに対する予算配分はできているため評価が高くなっているのではないかなと思います。

一方で、行政としましては、今後一括交付金の導入を見据えた中で、実際に事務局として、それらの事業に対する予算配分が適切にできる事務局機能を持っている、企画運営部門ができていないのかという視点では、まだまだできていない地区が多いのではないかなというところで評価の差が生じているのではないかなと分析させていただきました。雑駁な説明ではございますが、以上で、資料2、資料3の説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

荻野会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対するご意見やお質問があれば挙手をお願いいたします。井出委員、お願いします。

井出委員 一般公募の井出健斗と申します。
内容というより、資料についての意見なんですけれども、この資料を見て5つにテーマが分けられてると思うんですけど、線が一緒になってるのがちょっと見づらいなと思いました。テーマごとに太枠で囲っていただくと、そのテーマごとにどこが行われてて、どこが行われてないかというところが明確になるかと思いました。

細かい部分になってしまうのですが、資料2の方針1の目標図を示す状態の5つ目ですが「地区におけるあるべき」となっていますが、「あるべき」だと思います。

それから、19地区のアンケートだと思うんですけど、地区ごとによって、行われてるか、行われてないかっていうところが、全体としてどういう数字かというのはわかるんですけど、地区によって問題点は変わってくるかなと思うので、地区毎に見たいなと思いました。そもそも、ほとんど活動できていない地区がもしあるのであれば、行われていないというところに全部当てはまってしまうと思います。そうしたところは、個別に対応が必要になってくるのではないかなと思うので、全体として見れるのはいいですけど、地区別に見れたら見たいなと思ったところです。以上です。

事務局 ありがとうございます。各地区の自己評価がありますが、この場ではどの地区が全然できてないとか、どの地区ができているといったことは、控えさせていただいているということをご承知いただければと思います。井出委員の仰る通り、できている地区とできてない地区がございまして、比較的活発に行われてる地区と低調の地区という、2つに分かれているのも事実です。この表では見えてこないところについては、申し訳ありませんでした。

資料の見やすさという点につきましては、次回以降は濃淡をつけて、項目ごと見やすくさせていただきたいと思います。

井出委員 よろしく申し上げます。

荻野会長 神尾委員、お願いします。

神尾委員 先ほど、一括交付金のところで、健康推進員のお話が出たかと思うんですけども、令和5年度からなくなったということになると思うんですけど、そうすると、その機能は、今現在は地区の方で補完されているという認識でよろしいですか。

事務局 仰る通りです。地区の方で、その地区の状況にあった、健康推進活動をやっていただくということで、活性化補助金のメニューに、健康づくりを加えました。私の地区は、健康

な人が多いよという地区であれば、健康づくりに関する補助金の利用額を減らして、他のところにお金を流用して使っていただいている。そんな状況であります。

また、各地区を担当する市の保健師がおりますので、地区の方とご相談をして、この地区ではこういった事業をやってみましょうという形で、今年度から進めさせていただいております。

神尾委員 それでは、市の職員の支援もそこにはあるということですね。ありがとうございます。

荻野会長 ありがとうございます。続いて望月委員、お願いします。

望月委員 資料2の成果のところでは十分に行われているというところで、方針の事務局機能の充実について、全部1になっているところがあって、ここだけがすごく気になっていたところなんですけど、どういう形で、これだけ活発にできて、十分な評価ができたという成果が出てきているのかというところに興味があるんですけど、是非、この地区がモデルケースとなって、行われていないところが更に展開できたらいいのかなと感じました。

荻野会長 事務局いかがですか。

事務局 ありがとうございます。手元にどの地区がこの評価をしているというものがないので、どの地区であるかお伝えできませんが、そういったところをまた水平展開していけるように検討していきたいと思います。

荻野会長 高田委員、お願いします。

高田委員 振り返りシートは各地区の部会長がそれぞれ作ったものをまとめていると思いますが、まちづくり協議会長がどう見るかという視点でどう判断するかという設問を設けていかないと違うんじゃないかなと。今後、振り返りシートの内容を検討する必要がある部分が結構あったんじゃないかなと思います。

具体的に色々ありますが、会長の目からの見方っていうのは、厳しい見方になる可能性も十分あります。振り返りシートは今回が初めての取組ですし、結構やってないところもあるんですけど。正直に書いてあるところもあるみたいですけど。そうした意味で本当の正しい評価が出てこないんじゃないかなと。今回は、最初の第1段階ですので、次に繋がるような形でやっていけば、また変わってくるんじゃないかと思っています。あくまでも、それぞれの地区の会長がどういう判断をしてるかってことを記載していかないと意味がないのではないのかなと私は思います。

事務局

先ほどの望月委員からの質問に対してですが、地区ですけれども、指定管理者制度で運営している地区で、両地区とも事務局がしっかりしていますので、進捗状況として成果が出ているという評価がついています。

荻野会長

私から1つ伺ってよろしいですか。先ほどの資料1の方にもありました職員の地区担当班の活動について、資料3では▲が多くなっており、これについてはいろいろと理由はあるんでしょうが、資料1の説明でボランティアっていう言葉があったものの、職務という言葉も聞こえてきたのですが、この辺りはどういう位置づけなのかというのを確認させていただきたいです。

事務局

現状は各職員が住んでいる地区においてボランティアとしてお祭りや体育祭の手伝いなどで参加しております。しかしながら、今後、地区活動がイベント型から課題解決型に移っていくことを推奨している中で、地区の職員はの中でこういった位置付けで、地区と一緒に検討ができるのかというところを考える必要があります。例えば、夜間に地区の課題解決を考える会議に参加した際に、ボランティアでいいのかということもあります。また、在住している職員が出るのがいいのか、専門分野の職員がいいのかとか、そういったところを考えた時に職務として出るという可能性もあるのではないかと。その辺の位置付けをこの計画の中で検討していきたいと考えております。地域の方々が皆ボランティアで参加している中で、職員が専門的な立場として出る分にはおそらく職務として出ることができるとは思いますが、お祭りの手伝いとして参加するのが職務になるかというところであるとと考えております。

荻野会長

色々難しい線引きがあって、検討されているということですね。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは時間も少し押してまいりましたので、次に進みたいと思います。資料No.4の「令和5年度取組内容」について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、令和5年度の施策の取組内容について説明させていただきます。資料4の「新・富士市まちづくり活動推進計画令和5年度取組内容一覧」をお願いいたします。令和5年度の取組につきましては、令和4年度からの継続のものが多いため、新規の取組や、前年度から内容が変更となるものについてのみ説明させていただきます。それでは、「1個別施策」の方針(1)から順にご説明させていただきます。まず、方針1の施策1の「①課題解決協働事業の推進」をご覧ください。1つ目の「まちづくり協議会の部会活性化研修会の開催」であります。本研修会は昨年度も実施いたしました。令和5年度は、分野に「青少年育成・子育て」を追加し8分野とするとともに、昨年度末に各地区に作成いただいた振り返りシートを集約したデータを提示し、より具体的な意見交換を行っていただきました。

2 ページをお願いいたします。方針2の施策1の「②会計ガイドラインの作成」をご覧ください。2地区において指定管理者制度を運用する中での課題等も踏まえ、活動目的が明確な予算書と成果が把握できる決算書の作成等について、統一的な会計ガイドラインを作成いたします。

続きまして、次の行になりますが、施策2の「①活性化補助金制度の拡充」をご覧ください。まちづくり協議会連合会と協議しながら、現在の青少年指導委員制度について見直し、補助金メニューへの追加を検討するとともに、「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」において、青少年指導委員制度以外の補助金メニューの拡充についても検討してまいります。続きまして、同様に次の行になりますが、「②一括交付金制度等の調査研究」をご覧ください。

令和6年度からの試行導入を目指し、先進地の視察を行い、モデル地区の決定と制度の設計を実施いたします。

3 ページをお願いいたします。方針3の施策1の「③企業・NPO等との連携の促進」をご覧ください。1つ目の企業等との連携について地区への提案と支援であります。企業等の連携について効果的な事例を地区に提案し、実施に至るまでを伴走支援してまいります。

続きまして、施策2の「②市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し」をご覧ください。1つ目ではありますが、「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」において「(仮称)地区への依頼ガイドライン」を策定し、各種委員の必要性を再検討するとともに、活性化補助金や一括交付金の対象メニューへの追加について検討いたします。具体的な事例として、2つ目の先ほどご説明しました青少年指導委員制度の見直しが該当いたします。

続きまして、次の行になりますが、施策3の「①新たな参画の促進」をご覧ください。1つ目の静岡大学との連携ではありますが、静岡大学の「人口動態と就労環境」研究所と連携し、田子浦地区と協働でまちづくりへの若者参画について、学生とともに検討し、まちづくり交流会で成果発表を行います。

続きまして、「②人材育成に関する庁内関係部署との連携促進」をご覧ください。まちづくりに興味を持った生徒が、将来地域で活躍する人材となることを期待し、富士市立高校が授業の一環として実施している市役所プランと連携し、まちづくり協議会連合会の役員の皆さんにアドバイザーとして参加していただきます。

4 ページをお願いいたします。方針4の施策2の「①地区カルテの活用支援」をご覧ください。2つ目の地区カルテの項目の見直しではありますが、地区カルテの更新に向けて、まちづくり活動に有効に活用できる項目について検討いたします。

5 ページをお願いいたします。方針5の施策1の「②総務・企画・広報部門の運営力向上への支援」をご覧ください。3つ目の事務局運営ガイドラインの策定ではありますが、組織運営力向上への取り組みを支援するため、まちづくり協議会の事務局を務めるまちづくりセンターを対象とする、事務局運営ガイドラインを策定いたします。

続きまして、本日お配りした差し替え版の6ページをお願いいたします。方針5の施策3の「①地区の拠点の整備推進」をご覧ください。1つ目の富士見台まちづくりセンターのリニューアル工事ではありますが、昨年度の吉原まちづくりセンターに続き、本年度は富

士見台まちづくりセンターについて、外壁や屋根の防水、エレベーターの設置などのバリアフリー化などを実施いたします。

2つ目の天間まちづくりセンターのリニューアル工事に向けた実施設計については、来年度のリニューアル工事に向け、地元の皆様のご意見を取り入れた実施設計を行うものであります。

続きまして、次の行になりますが、施策4の「①行政への手続きの合理化」をご覧ください。「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」において、電子申請等により合理化や簡素化ができる申請などの手続きについて検討いたします。

続きまして、同様に次の行になりますが、「②行政窓口の整理」をご覧ください。庁内会議において、地区への依頼要請事項の行政窓口の整理や、地区団体の負担軽減を図るため、(仮称)地区への依頼ガイドラインを策定し、ルールを定めてまいります。

事前配付させていただいた資料4にお戻りいただき、7ページをお願いいたします。ここからは、「2個別施策を横断する総合的な施策」について説明いたします。

方針1の施策1「地区住民主体のまちづくりセンター運営」をご覧ください。3つ目の指定管理者制度の新たな導入地区の募集であります。令和7年度からの指定管理導入地区を募集し、希望する地区には12月までに手上げをしていただきます。4つ目の指定管理者説明会の開催であります。指定管理者制度の導入について検討するための説明を希望する地区に出向き、説明会を開催いたします。

8ページをお願いいたします。方針2の施策3「外部連携の推進」をご覧ください。2つ目の富士コミュニティエフエムとの連携事業であります。地域のためにボランティアで活動をしている、地区まちづくり協議会の役員等の皆様に対し、市内のパン店・ケーキ店の消費期限が迫る食品を感謝価格で提供することで、「食品ロス」「地域の担い手不足」の両課題の同時解決を目指すプロジェクトについて支援してまいります。

誠に雑駁ではございますが、以上で資料4の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

荻野会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対してご意見、ご質問がありましたら。挙手をお願いいたします。

神尾委員

最後にご説明いただいた、市内のパン屋さんとケーキ屋さんの食品ロスの取組ですが、賞味期限が近づいたパンとかケーキがどんな形で活用されるのでしょうか。

事務局

はい、ご質問ありがとうございます。

具体的には、お店とまちづくり協議会の役員等の皆様だけが入室を許可されるLINEのオープンチャットのグループにおいて、各店舗において賞味期限が迫ってきている食品が生じたら感謝価格という形でお安く商品を提供できる旨を書き込んでいただいて、それをご覧になった役員等の皆様が、そのお店でスマホの画面を見せて、その価格で購入できるといったシステムになっております。

神尾委員 役員さんが対象なんですね。

事務局 そうです。役員さんと、役員さんの家族の方です。それによって、食品ロスと地域の担い手不足という両課題の解決を同時に行っていきたいという企画です。

神尾委員 私どものところで、生活困窮者の支援もやってまして、食料支援なんていうことで支援もさせていただいています。そういったところにも活用されるのかなと思ったんですけど、そうではないのでしょうか。

事務局 そうです。生活困窮者支援とは違った意図になります。

神尾委員 わかりました。

事務局 企業の価値を守るために通常は値下げをしないケーキ店さんとかが、一部の役員の皆様のみ割引価格で提供するというシステムです。

荻野会長 井出委員、お願いします。

井出委員 令和5年度の取組内容ってということだと思うんですけど、気になるところがありまして、5 ページ方針(5)の施策2)①の内容が、令和4年度取組内容になっていると思うのですが。また、この部会機能活性化研修の開催が、なぜ年1回だけなのかと疑問に思いました。年に1回しかできないというのが、どうなのか。準備だとか大変なこともあると思うんですけど。

事務局 部会機能活性化研修会は、例えば体育の分野であれば、体育祭をやっているような担当者を呼んで行う研修会になっております。

その中で、各地区の振り返りシートを集約したものをフィードバックしています。

26 地区ある中で、今回 24 地区から評価、提出いただいたのですけれども、市内全体の例えば体育祭の開催状況や課題を自分の地区の開催状況と比較しながら、自分の地区をより良くすることを考えていただいております。今年度は6月に開催させていただいたのですが、事業を行った後に開催するのではなく、これからやろうというタイミングで、他地区の皆さんと情報交換をすることで今年度の事業がより良くなるのではないかとということで、開催させていただいております。

年に1回の理由ですけれども、ただでさえ役員の皆様は地区の会議が多い中で、そういった負担を軽減するというのも考えて、なるべく1回で完結できるように、目的をもって開催させていただいております。

分野別に開催しているため合計では8回開催しており、地区からは1地区毎に延べ8人の方が参加していただいております。

また、記載の誤りについては、申し訳ありませんでした。ご指摘のとおり、令和4年度の内容が記載されております。正しくは、資料4の1ページの方針(1)の1)①にある内容が再掲となります。申し訳ありませんでした。

荻野会長 他にありますでしょうか。守本副会長、お願いします。

守本副会長 1点だけすいません。2ページ目の方針(2)の2)②で、令和6年度からの試行導入を目指し先進地の視察を行うとありますが、これはどなたが視察に行かれるのですか。地区の方、それとも、まちづくり課の方が行かれるのでしょうか。

事務局 まちづくり協議会の各地区の会長と理事により、滋賀県の草津市と三重県の名張市に視察に行く予定です。一括交付金とまちづくりセンターの指定管理の2つのテーマで研修に行かせていただく予定です。

守本副会長 ありがとうございます。地区の方の目線も一緒に研究されるということですかね。

事務局 おっしゃるとおりです。

荻野会長 渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 食品ロスのお話でお伺いしたいのですが、実は富士市民活動センターで、今週末にフードサポートをやるんです。去年発足した市民活動団体なんですけれども、そういった、年に何回かイベント的に開催する場所に、その日に食べるものを提供していただくことはできないでしょうか。

事務局 この事業はあくまでまちづくり協議会の担い手の皆様へ提供するという事業ですが、渡邊委員がおっしゃったのは、おそらく福祉的な側面からのお話だとは思いますが。

渡邊委員 そこで繋がりができたらいいのかなと思います。店の宣伝にもなるかと思うので。

事務局 まちづくり課の事業としては、難しいかなと思うんですけれども、福祉の方のご意見として伺いまして、市の担当者の方に伝えさせていただきます。

荻野会長 あと1つといったところかもしれませんが、
それでは、ここで締めに入りたいと思います。皆さん、それ程長い時間というわけではなかったのですが、短時間の内に内容を理解していただいて活発にご意見をいただきました。事務局は本日の審議内容を踏まえ、今後の施策推進への取組をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事を終了しましたので、議事を閉めさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局

委員の皆様多くの貴重なご意見をありがとうございました。いただいたご意見を今後の施策推進に活かさせていただきます。

続きまして、次第の4 その他であります。

今後のスケジュールでございますが、令和5年度第2回の審議会は、来年2月から3月を予定しております。その際は改めて開催通知をお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「令和5年度第1回富士市まちづくり活動推進審議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。